

平成 16 年 12 月 24 日

広島県知事
藤田雄山様

広島県事業評価監視委員会
委員長 金丸昭治

広島県公共事業の再評価に関する意見について

平成 16 年度の広島県事業評価監視委員会は、広島県土木建築部及び農林水産部所管の公共事業について、「広島県公共事業再評価実施要領」第 5 条の第 3 項の規定に基づき、平成 16 年 6 月、8 月及び 11 月の 3 回に渡る委員会審議や 7 月の現地調査を行い、その結果を別紙のとおり取りまとめたので意見書を提出します。

なお、公共事業の実施に当たっては、この意見書の内容を尊重していただくとともに、一層の効率的な事業執行や透明性の確保が図られるよう努力してください。

広島県公共事業の再評価に
関する意見について

平成16年12月24日

広島県事業評価監視委員会

広島県事業評価監視委員会委員名簿

かなまる あきはる

委員長 金丸昭治 広島大学名誉教授

いわきまさし

岩城正之 中国経済連合会常務理事

いわさき うたこ

岩崎宇多子 税理士

おきもと のぶお

沖本信男 前八千代町長

とだつねかず

戸田常一 広島大学教授

なかやまたかひろ

中山隆弘 広島工業大学教授

(敬称略：五十音順)

はじめに

本委員会は、公共事業の効率性や実施過程の透明性の向上を図るため、知事が意見を求める諮問機関として平成 10 年 8 月に設置された。

これまでには、平成 10 年度に 140 事業、平成 11 年度に 12 事業、平成 12 年度に 32 事業、平成 13 年度に 31 事業、平成 14 年度に 16 事業、平成 15 年度に 32 事業について再評価を実施している。

今年度は、土木建築部所管 12 事業、農林水産部所管 7 事業の合計 19 事業について再評価を行い、この中から、広島県公共事業再評価実施要領（以下「実施要領」という。）第 5 の第 2 項に基づき、事業を巡る状況変化や進捗率、事業費等の変化が著しい 9 事業を抽出し、重点的な審議を行うこととした。

審議にあたっては、平成 16 年 6 月、8 月、11 月の 3 回にわたる委員会審議及び 7 月の現地調査により、事業に関する詳細な資料をもとに、県の事業担当部局の説明を聴取しながら、実施要領第 6 の第 1 項に定める評価の視点から幅広い検討を行った。

この意見書は、こうした経過の中で抽出された 9 事業を中心に、意見を集約したものである。

1 再評価の実施事業

事業区分	事業名	施設名等	事業箇所の市町村名	抽出事業	所管部・室名	
					部	室
道路	道路改築	(主)本郷大和線広島中央フライトロード	本郷町 大和町		土木建築部	道路整備室
	道路改築	一般国道432号 大仙バイパス	竹原市 河内町			道路整備室
	道路改築	一般国道487号 警固屋音戸バイパス	呉市 音戸町			道路整備室
砂防	通常砂防	砂防河川大通院谷川	安芸高田市			砂防室
港湾	港湾修築	横田港 坊地地区	福山市			港湾企画整備室
	港湾修築	福山港 原地区	福山市			港湾企画整備室
	港湾環境	福山港 内港地区	福山市			港湾企画整備室
	港湾修築	尾道系崎港 松浜地区	三原市			港湾企画整備室
	港湾環境	尾道系崎港 松浜地区	三原市			港湾企画整備室
海岸	港湾海岸	土生港 小用地区	因島市			港湾企画整備室
	港湾海岸	蒲刈港 向地区	蒲刈町			港湾企画整備室
	港湾海岸	蒲刈港 丸谷地区	呉市			港湾企画整備室
土木建築部所管事業 小計 12事業						
農業農村	経営体 育成基盤	大見地区	世羅町		農林水産部	生産基盤室
	経営体 育成基盤	久井東地区	久井町			生産基盤室
	経営体 育成基盤	箱地区	世羅町 (旧甲山町)			生産基盤室
	農地保全	尾立地区	倉橋町			生産基盤室
	広域営農 団地農道	明神地区	世羅町 (旧世羅西町)			生活基盤室
	一般農道	川根地区	安芸高田市			生活基盤室
	中山間 地域総合	広島中央2期地区	世羅町 (旧甲山町 旧世羅町 旧世羅西町)			生活基盤室
農林水産部所管事業 小計 7事業						
合計 19事業						

2 審議等の経過

(1) 第18回委員会【6月2日】

ア 内容

平成16年度の再評価対象事業として、土木建築部所管12事業、農林水産部所管7事業の合計19事業について審議を行い、次回(第19回)委員会から重点的に審議する事業として、9事業を抽出した。抽出の際には、事業を巡る状況変化、進捗率、事業費等の著しい変化等が抽出の主な目安となった。

イ 抽出事業及び抽出の主な理由

土木建築部所管事業

一般国道487号(警固屋音戸バイパス) 道路改築事業

平成7年の国庫補助採択時から用地交渉の難航により事業が進んでおらず、進捗率は現時点で30.3%となっている。また市町村合併の進展など事業を取り巻く環境が変化している。

横田港 坊地地区 港湾修築事業

国内物流ターミナルの整備については概ね完了しているものの、地域生活基盤の整備(小型船だまり)については事業着手したばかりであり、今後の事業見通しについて検証する必要がある。

福山港 原地区 港湾修築事業

重要港湾福山港の港湾区域内における漁港施設の整備の必要性とともに、進捗率が24.3%と低く、事業見通しについて検証する必要がある。

福山港 内港地区 港湾環境事業

平成14年度の港湾計画の変更により事業内容が変更になったため、事業期間が長期化するなど、事業を取り巻く環境が変化している。

蒲刈港 向地区 港湾海岸事業

費用対効果について高潮防護便益の計測の考え方について、さらに検証する必要がある。

農林水産部所管事業

大見地区 経営体育成基盤整備事業

長期化理由の一つである地すべり対策事業の実施との関連性について検証する必要がある。

久井東地区 経営体育成基盤整備事業

地区内のほ場が分散しており、一つの集落型法人ができるかどうか検証する必要がある。

尾立地区 県営農地保全整備事業

前回再評価以降の進捗率が低下しており、事業の必要性、緊急性について検証する必要がある。

川根地区 県営一般農道整備事業

事業採択時の調査不足により、当初計画から事業費が 3.45 倍、工期が 8 年延伸している。

(2) 現地調査【7月23日】

抽出 9 事業のうち、「一般国道 487 号 警固屋音戸バイパス」「川根地区 県営一般農道整備事業」について現地調査を実施した。

(3) 第 19 回委員会【8月26日】

前回(第 18 回)委員会において抽出された県 9 事業について、審議の視点を絞り、重点的な審議を行った。審議においては、事業の必要性、長期化の経緯、社会経済状況の変化、さらに費用対効果の内容のチェックなど、詳細な分析を行った。

次回(第 20 回)委員会では、再評価の意見書作成に向けて、これまでの委員会審議等を踏まえた「再評価意見の骨子(案)」を基に、審議により意見書の肉付け作業を行うこととした。

(4) 第 20 回委員会【11月17日】

これまでの委員会審議等を踏まえた「たたき台」としてまとめた「再評価意見の骨子(案)」を基に審議を行い、この骨子(案)を基本として意見書を作成することを確認した。

また、今後は委員長試案を基に各委員と調整の上、年内に意見書を作成し、知事に提出することを決定した。

一般国道 487 号警固屋音戸バイパス道路改築事業

(1) 事業概要

規模等 延長 L = 2,900m 幅員 W = 14.0 (22.5m)
全体事業費 (現在/当初) C = 約 420 億円 (うち有料事業費 C = 150 億円)
/ C = 約 420 億円 (うち有料事業費 C = 150 億円)
工期 (現在/当初) 平成 7 年度 ~ 平成 22 年度 / 平成 7 年度 ~ 平成 19 年度 (一部有料道路事業を導入した場合)
事業箇所 呉市警固屋町 ~ 音戸町渡子

(2) 再評価対象の事由

平成 7 年度の事業採択後, 10 年を経過した時点で継続中の事業

(3) 審議意見

事業の目的

この事業は, 一般国道 487 号における慢性的な交通渋滞を解消することにより, 交通の円滑化及び安全の確保を図るものである。

事業の必要性

一般国道 487 号は朝夕の通勤時間帯だけでなく, 慢性的な交通渋滞が生じている。このため, 交通渋滞の緩和及び交通安全の確保並びに円滑な緊急活動や災害時の緊急輸送道路の確保等を図る必要がある。

また呉市と音戸町, 倉橋町は来年 3 月の合併に向け協議を進めており, 今後益々地域間の移動の増加が見込まれ, 交通の円滑化等呉地域と江能倉橋地域の連絡強化を図る必要がある。

地元呉市, 音戸町からは「慢性的な渋滞は市民生活や経済活動等に深刻な影響を及ぼしている。来年 3 月には呉市と音戸町等は合併を予定しており, 広域的な連携や地域づくりの推進等のため, 引き続き整備を進めていただきたい。」といった要望が出されている。

以上の事情を勘案すれば, 当該地区の整備の必要性については理解できる。

進捗状況

当該事業は用地補償が一部難航し, 地元地権者との調整に時間を要しているが, 平成 16 年度当初で用地取得の進捗率は 88.0%, 工事の進捗率は 15.7%となっている。

今後とも継続して用地の取得を進めるとともに, 今年度は警固屋トンネル工事に着手し, 事業の促進を図ることとしている。

事業を巡る社会情勢等の変化

事業採択時と現時点の事業を巡る社会状況の変化については, 呉市, 音戸町の国勢調査人口を見ると呉市については平成 2 年度に 216,723 人, 平成 12 年度 203,147 人と 13,576 人減少しており, 音戸町については平成 2 年度 16,857 人, 平成 12 年度 15,086 人と 1,771 人減少している。

反面、交通量については、交通量調査データによると平成6年度の16,204台/日、平成11年度は18,045台/日と1,841台/日増加している。

このことから、人口は減少傾向にあるものの、自動車保有、交流人口等の増加により域内交通は増加していることがうかがえる。平成13年に呉市・音戸町等で合併問題協議会が設置され、当該事業については、国の市町村合併支援道路の指定を受けるとともに、本県としても市町村合併を支援する合併支援道路事業に位置付けている。

費用対効果

道路事業の費用対効果分析は「国土交通省 道路局 都市・地域整備局における費用便益分析マニュアル」(平成15年8月)に準拠し、効果(便益)を貨幣換算することによって費用と比較している。

また、算出に当たっては、効果の算定期間を施設の供用開始後40年間とし、将来における金銭の価値を現在に割戻す社会的割引率は、4.0%に設定している。

基本的な考え方としては、「効果(便益)」(B)は、道路改築事業がない場合とある場合との効果の差を便益として貨幣換算している。具体的には、総走行時間の短縮効果を算定した「走行時間短縮便益」、燃料等の経費削減効果を算定した「走行経費減少便益」、車の分散や中央分離帯の設置等によって交通事故が減少し、交通事故による社会的損失費用の減少効果を算定した「交通事故減少便益」の合計である。

「費用」(C)は、道路整備に要する総事業費(用地補償費を含む)と供用後に必要となる維持管理費の合計である。

分析にあたっては、現時点で整備手法の詳細が確定していないため、有料道路事業を導入した場合と導入しなかった場合を想定し、試算を行った。

その結果(B/C)、有料道路事業を導入し、かつ平成22年度に暫定2車線供用とした場合、その計画交通量は暫定時9,210台、また4車線完成時で22,600台であり、「効果」(B)が2,181億円、費用(C)が494億円、B/Cは4.4である。

また全て一般公共事業で対応し、かつ平成20年代後半に暫定2車線供用で供用することとした場合、その計画交通量は暫定時で19,100台、また4車線完成時で2で3,700台であり、「効果」(B)が2,259億円、費用(C)が495億円、B/Cは4.6である。

なお、有料道路事業の導入については、平成17年度実施予定の全国交通量調査の最新データを基に交通量を推計し、投資限度額を精査した上で導入時期等の判断をすることとしている。

代替案及びコスト縮減の可能性

代替案の検討についてであるが、当該地区は、海と山に挟まれた狭隘な地域に家屋が密集しているが、計画は極力民家、学校等の家屋移転を避けた経済的ルートを選定している。また、音戸町側の人口密集地区(隠渡地区)や江田島市への最短ルートを選定しており、現計画のバイパスは妥当である。

次にコスト縮減については、発生残土の受け入れ先として橋梁の一部を盛土構造にするよう検討し、また他道路との交差形状を、立体交差から平面交差に変更するよう検討している。

結論

当該路線は呉地域と音戸倉橋，江能地域を結ぶ幹線道路であり，生活路線である。呉市と音戸町，倉橋町は来年 3 月の合併に向けた協議を行っており，当該路線は国の合併支援道路の指定を受けるなど，地元にとって重要な路線となっている。

当該事業は一般国道 487 号の慢性的な交通渋滞の緩和，及び緊急時の円滑な移動性の確保等を目的としており，事業が完了すれば呉地域と音戸，倉橋，江能地域における陸上輸送の強化，住民の利便性の向上が図られる。

以上のことから，当該事業の事業実施については，適当と思われる。

なお，当該事業は，一部区間において有料道路事業の導入を前提としているが，現時点では，導入の時期等を含め確定していない。

仮に，150 億円の有料融資が導入できるとすれば，受益者負担の原則により，償還期間 30 年間にわたり数百円程度の料金徴収を行うこととなるが，暫定 2 車線の供用が 5 年短縮可能となる。

地元呉市，音戸町からは慢性的な渋滞は市民生活や，経済活動等に深刻な影響を及ぼしていることから，早期整備を求められている。

完成 4 車線のための事業着手については，将来の交通状況や財政状況等を総合的に勘案し，検討することとしている。

こうしたことから，有料道路事業の導入時期等を含め事業方式を速やかに確定し，事業効果を早期に発揮されたい。

なお，有料道路事業を取り入れる場合は，地元に対する十分な説明を通じ，事業に対する理解を得る必要がある。また今後のトンネル，橋梁の施工については，多額の事業費が見込まれるため，一層のコスト縮減に努められたい。

横田港坊地地区港湾修築事業

(1) 事業概要

規模等 国内物流ターミナル整備

防波堤(東) L=90m, 物揚場(-4m) L=60m, 護岸(モデル) L=146m,
護岸(防波) L=42m, 道路(東) L=150m, ふ頭用地 0.4ha, 公共施設用地 1.5ha
地域生活基盤整備(小型船だまり)

防波堤(西) L=50m, 物揚場(-2m) L=100m, 浮棧橋 1 基, 道路(西) L=207m ふ頭用地 0.5ha

全体事業費(当初) 1,849 百万円

(現在) 2,005 百万円(国内物流ターミナル整備 1,313 百万円,
地域生活基盤整備 692 百万円)

工期(現在/当初) 平成 7 年度～平成 21 年度 / 平成 7 年度～平成 20 年度

事業箇所 福山市内海町坊地地先

(2) 再評価対象の事由

平成 7 年度の事業採択後, 10 年を経過した時点で継続中の事業

(3) 審議意見

事業の目的

この事業は, 国内物流ターミナルと小型船だまりを整備することにより, 主に公共事業に使われる原材料の輸送コストの削減及び漁業活動の効率性の向上を図るものである。

事業の必要性

国内物流ターミナルの整備については, 主に福山市内海町, 沼隈町で消費される砂・砂利を取り扱う施設であり, 物流コスト削減の為, 陸上輸送から海上輸送を可能にするためのものである。

地域生活基盤整備の整備については, 物揚場等の係留施設が十分でない為, 陸揚や準備に時間を要している。こうしたことから一部の漁船は近隣の横田漁港を利用するなどしており, 当地区の漁船の適正な収容が出来ていない状況である。よって, 円滑で効率的な漁業活動を行うため, 係留施設やふ頭用地の造成など, 小型船だまりの整備を行うものである。

地元福山市からは「産業の振興及び地域の活性化の促進のため必要不可欠な施設であり, 早期完成に向け引き続き整備を進めていただきたい」との要望が出されている。

以上の事情を勘案すれば, 当該事業の整備の必要性については理解できる。

進捗状況

国内物流ターミナルの整備については, 平成 15 年度末には概ね完成しており, 平成 16 年度に完成予定である。小型船だまりについては国内物流ターミナルの整備完了後, 順次整備を進めていくこととしている。

今後の事業の見通しについては, 小型船だまりの整備において, 平成 21 年度の完成を目標に事業を推進している。

事業を巡る社会情勢等の変化

今年度当初の調査によれば、国内物流ターミナルの整備については、当該地域における社会情勢の変化により、予定されていた貨物量が定期的に見込めない状況となっている。

内海町は平成 15 年 4 月に福山市と合併し、福山市内海町となった。

費用対効果

港湾修築事業の費用対効果分析は「国土交通省港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル（平成 16 年度）」に準拠し、効果（便益）を貨幣換算することによって費用と比較している。

算出に当たっては、効果の算定期間を施設の供用開始後 50 年間とし、将来における金銭の価値を現時点に割引す社会的割引率は 4.0%に設定している。

基本的な考え方として、国内物流ターミナル整備の「効果（便益）」（B）については、港湾修築事業がない場合とある場合との効果の差を便益として貨幣換算している。具体的には、陸上輸送、海上輸送コスト削減額を算定した「輸送便益」、土地造成を評価した「残存価値」の合計である。

また、小型船だまり整備の「効果（便益）」（B）についても、港湾修築事業がない場合とある場合との効果の差を便益として貨幣換算している。具体的には、陸揚滞船コスト削減額を算定した「滞船コスト削減便益」、滞船時間の削減などの業務効率の向上に伴う水産品の鮮度維持を算定した「商品価値低下の回避額の便益」、土地造成を評価した「残存価値」の合計である。

「費用」（C）は、整備に要する総事業費と供用後に必要となる維持管理費の合計である。

分析結果（B/C）については、「効果」（B）が 35 億円、費用（C）が 22.8 億円であり、B/C は 1.5 である。

代替案及びコスト縮減の可能性

代替案の検討についてであるが、福山市内海町は島嶼部の土地が狭隘な地域であり、港湾物流ターミナル等の新たな土地を確保するには埋立てに頼らざるを得ない状況である。また、漁業活動の効率性と近隣の漁港の利用状況を考慮すると、当地区内の施設整備が適当である。

コスト縮減については、埋立の埋立材に建設残土を受け入れることにより、建設コストの縮減を図っている。

結論

国内物流ターミナルの整備に関わる当物揚場は、主に福山市内海町、沼隈町で消費される砂・砂利を取り扱う施設であり、物流コスト削減の為、陸上輸送から海上輸送への切り替えを可能にするためのものである。

小型船だまりの整備については、漁業活動に必要な物揚場等の係留施設が十分でない為、陸揚や準備に時間を要している。こうしたことから一部の漁船は近隣の横田漁港を利用するなどしており、当地区の漁船の適正な収容が出来ていない状況である。よって、円滑で効率的な漁業活動を行うため、係留施設やふ頭用地の造成など、小型船だまりの整備を行うものである。

また物流機能と漁港機能を一体として整備することにより、既存施設と併せ効率的な整備が図られ、また福山市内海町のまちづくりの観点から、市役所内海支庁舎や保健センター等と併せ機

能集約することとしている。

国内物流ターミナルの整備については地元企業の意向調査等に基づき、施設整備を進め今年度中に完成予定となっているが、今年度当初の調査によれば、国内物流ターミナルの整備については、当該地域における社会情勢の変化により、予定されていた貨物量が定期的に見込めない状況である。

こうしたことから、国内物流施設については利用が見込まれるまでの間においても、本来の整備目的である内海町周辺の公共事業に必要な資機材等の輸送の促進を働きかける一方で、地区の行事や、漁協等と連携した漁業振興を図る催しものの開催等を働きかけていくこととしている。

また費用対効果の値は1.5と、決して大きいとは言えないまでも事業中止を決めるほど低いとは言えない。

以上のことから、当該事業の事業実施については、適当と思われる。

ただし、国内物流施設については、今後とも当初計画において定められた利用の掘り起こしに努めるとともに、小型船だまりの整備についても、事業を進めていく中で利用見込みの変動に十分留意するなど慎重に事業を進め、物流施設と合わせて当該地域の振興策を図られたい。

福山港原地区港湾修築事業

(1) 事業概要

規模等	-2.0m 物揚場 L = 140m, 浮棧橋 1 基, 防波堤 235m, 護岸(防波) 35m, 船揚場 12m ふ頭用地 0.7ha
全体事業費(当初)	1,730 百万円
(現在)	2,068 百万円
工期(現在/当初)	平成 7 年度 ~ 平成 21 年度 / 平成 7 年度 ~ 平成 17 年度
事業箇所	福山市鞆町原地先

(2) 再評価対象の事由

平成 7 年度の事業採択後, 10 年を経過した時点で継続中の事業

(3) 審議意見

事業の目的

この事業は, 港湾区域内において, それぞれの船舶の活動に応じた施設整備を行うことにより, 港湾機能の強化及び効率性の向上を図るものである。

事業の必要性

福山港は物流機能において, 国内外の輸送網が整備されているため, 重要港湾に指定されている。港湾区域は貨物船等のさまざまな船舶の航行が円滑, 安全に行われるように管理者が管理を行い, その区域の中では, それぞれの活動に応じた施設整備を行っている。したがって原地区においても施設整備を進めている。

この地区の施設は昭和 12 年に建設され, 老朽化が著しい。港内は狭隘で水深が浅く, 漁船は防波堤の内側に沿った場所にも係留しており, 港内で漁船が輻輳するなど, 安全航行, 係留する上で支障となっている状況である。

また, 漁具の補修や出漁前の仮置きなどのためのふ頭用地がないため, 物揚場や防波堤を利用しており, 陸揚・準備等の漁業活動の効率が悪く, 漁業者の安全も確保されていない状況である。

こうしたことから泊地の水深を確保し, 港内の拡張にあわせ, 物揚場や防波堤を改修するとともに, 新たにふ頭用地を整備することとしている。

地元福山市からは「船舶の安全な航行及び円滑で効率的な漁業活動を支援するため必要不可欠な施設であり, 早期完成に向け引き続き整備を進めていただきたい。」との要望が出されている。

以上の事情を勘案すれば, 当該事業の整備の必要性については理解できる。

進捗状況

平成 7 年度に測量・設計を行ったが, 整備計画について地元との調整に時間を要したため, 平成 11 年度に工事着手した。

防波堤等の当初計画では基礎工を捨石で計画していたが, 当地区の地盤が想定より軟弱だったため, 基礎工法の一部変更を行い, 事業費の増額となった。

近年の厳しい財政状況の影響を受けて単年度の投資額を抑制する必要が生じ防波堤整備に時

間を要したことから、平成 16 年度 4 月現在で 24.3%の進捗状況となっている。

今後の事業の見通しについては、今年度には物揚場に工事着手し、平成 21 年度の完成を目指し事業を推進している。

事業を巡る社会情勢等の変化

原地区を含めた鞆の浦地区全体では、平成 8 年までのり養殖を行っていたが、平成 9 年以降は海面漁業のみを行っており、漁船の航行頻度も増加している。

これにより海面漁業漁獲量は平成 9 年には平成 8 年の 2 倍に増加したが、以降は減少している。漁業者、隻数も若干減少傾向にあり、後継者不足も懸念されるなか、若手の育成を図る観点からも充実した施設の要望があがっている。

鞆の浦地区全体は古くから歴史のある港町で福山市の観光の名所であり、平成 11 年には原地区においてもふ頭用地に隣接する場所に観光ホテルがオープンするなど、観光地に調和した施設の整備が望まれている。

費用対効果

港湾修築事業の費用対効果分析は「国土交通省港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル（平成 16 年度）」に準拠し、効果（便益）を貨幣換算することによって費用と比較している。

算出に当たっては、効果の算定期間を施設の供用開始後 50 年間とし、将来における金銭の価値を現時点に割戻す社会的割引率は 4.0%に設定している。

基本的な考え方として、小型船だまり整備の「効果（便益）」(B)については、港湾修築事業がない場合とある場合との差を便益として貨幣換算している。具体的には、陸揚滞船コスト削減額を算定した「滞船コスト削減便益」、滞船時間の削減などの業務効率の向上に伴う水産品の鮮度維持を算定した「商品価値低下の回避額の便益」、土地造成を評価した「残存価値」の合計である。

「費用」(C)は、整備に要する総事業費と供用後に必要となる維持管理費の合計である。

分析結果(B/C)については、「効果」(B)が 62.5 億円、費用(C)が 20.3 億円であり、B/C は 3.1 である。

代替案及びコスト縮減の可能性

代替案の検討についてであるが、漁業者の多くはその地区に居住し、漁業活動を行っていることの効率性と、周辺地域の海沿い背後の利用実態を考慮すると、既存の施設を拡充、強化するほうが新たな場所に整備するよりも経済的であるため、当地区内に必要な施設を整備するのが適当である。

コスト縮減については、今後の埋立工事において公共残土を可能な限り流用し、建設コストの縮減を図る予定である。

結論

福山港は物流機能において、国内外の輸送網が整備されているため、重要港湾に指定されている。港湾区域は貨物船等のさまざまな船舶の航行が円滑、安全に行われるように管理者が管理を行い、その区域の中では、それぞれの活動に応じた施設整備を行っている。したがって原地区に

おいては、漁業活動の拠点としての機能を確保するため、これまで施設整備を進めている。

この地区の施設は昭和 12 年に建設され、老朽化が著しい。港内は狭隘で水深が浅く、漁船は防波堤の内側に沿った場所にも係留しており、港内で漁船が輻輳するなど、安全航行、係留する上で支障となっている状況である。

また、漁具の補修や出漁前の仮置きなどのためのふ頭用地がないため、物揚場や防波堤を利用しており、陸揚・準備等の漁業活動の効率が悪く、漁業者の安全も確保されていない状況である。

こうしたことから泊地の水深を確保し、港内の拡張にあわせ、物揚場や防波堤を改修するとともに、新たにふ頭用地を整備することとしている。

以上のことから、当該事業の事業実施については、適当と思われる。

ただし、当該事業の進捗率が 24.3%と低いため、早期完成に向け整備促進に努められたい。

福山港内港地区港湾環境事業

(1) 事業概要

規模等 護岸L=134m, 上物整備4.1 ha (2工区3.1ha, 3工区1.0ha)
全体事業費(当初) 2,854 百万円
(現在) 2,854 百万円
工期(現在/当初) 平成7年度~平成20年度/平成7年度~平成16年度
事業箇所 福山市港町
負担割合 上物 県:1/4 国:2/4 市町:1/4
用地 県:5/12 国:4/12 市町:3/12

(2) 再評価対象の事由

平成7年度の事業採択後, 10年を経過した時点で継続中の事業

(3) 審議意見

事業の目的

この事業は, 福山市都心部において, 4.1haの土地を確保し緑地公園を整備することにより, 周辺地域とあわせた活力に満ちたにぎわいを創出し, 併せて災害時における防災拠点機能を確保する。

事業の必要性

当地区は福山港の湾奥部に位置し, 老朽化した利用のない港湾施設があったため, 都市環境の悪化を招いていた。

また福山都市圏中心部において, 市民や福山市を訪れる人が海に親しむ空間がない状況である。

当地区においては, 新しい大規模商業・文化施設に隣接する優位な地理的条件を活かした, 活力に満ちた, にぎわいのある施設整備が必要である。

こうしたことから, 市民が集い, 憩う緑地の整備を行うとともに, プレジャーボート係留施設と親水護岸を一体的に整備することで, 周辺地域とあわせ, 福山都市圏中心部の活性化を図ることとしている。

また災害時における防災拠点機能を確保するため, 当地区が福山港箕沖地区岸壁(-10m耐震強化岸壁)等から搬入される, 災害時緊急物資の集積地として, 利用が可能となるよう緑地の整備を行っている。

地元福山市からは「市民に開かれた親水空間の形成及び大規模地震時の防災拠点緑地として必要不可欠な施設であり, 早期完成に向け引き続き整備を進めていただきたい。」との要望が出されている。

以上の事情を勘案すれば, 当該事業の整備の必要性については理解できる。

進捗状況

当該事業の進捗状況については, 福山港港湾計画の変更(平成14年3月)に時間を要したこと, また近年の厳しい財政状況から単年度の投資額を抑制する必要が生じたことにより, 平成16

年度当初現在で 81.1%となっている。

今後の事業の見通しについては、既に埋立が完了している地区について緑地等の整備を平成17年度に完了し、交流拠点用地等のための埋立及びプレジャーボート係留施設等の平成20年度の完了を目指している。

事業を巡る社会情勢等の変化

当初、隣接する交流拠点用地は、旅客船ふ頭として計画していたが、航路開設の見込みが立たなかったこと、また福山港における放置艇問題に早期に対応する必要があったことから、小型船だまり計画（内港地区300隻）を策定し、福山港港湾計画の変更（平成14年3月）を行い、旅客船ふ頭を交流拠点用地や利用者へのサービス施設である駐車場に変更した。

平成11年に隣接する場所に大手スーパーの天満屋、イト・ヨーカド・が開店した。

費用対効果

港湾環境整備事業の費用対効果分析は「国土交通省港湾整備事業の費用対効果マニュアル（平成16年度）」に準拠し、効果（便益）を貨幣換算することによって費用と比較している。算出に当たっては、効果の算定期間を施設の供用開始後50年間とし、将来における金銭の価値を現時点に割戻す社会的割引率は4.0%に設定している。

基本的な考え方として、港湾緑地整備の「効果（便益）」（B）については、港湾環境整備事業がない場合とある場合との差を便益として貨幣換算している。具体的には、緑地の整備に対する来訪者（受益者）のレクリエーション効果を算定した「交流レクリエーション便益」、土地造成を評価した「残存価値」の合計である。

「費用」（C）は、整備に要する総事業費と供用後に必要となる維持管理費の合計である。

分析結果（B/C）については、「効果」（B）が48.4億円、費用（C）が35.5億円であり、B/Cは1.4である。

代替案及びコスト縮減の可能性

代替案の検討についてであるが、交流拠点用地に隣接する当地区は、市民に開かれた親水空間等の整備とともに、災害時の緊急物資の集積場所の確保を目的としたものであり、福山市の中心部にまとまったスペースを確保できるため、緑地整備は適当である。

コスト縮減については、埋立に建設残土を受け入れることにより、建設コストの縮減を図っている。

結論

当地区は福山港の湾奥部に位置し、老朽化した利用のない港湾施設があったため、都市環境の悪化を招いていた。

また福山都市圏中心部において、市民や福山市を訪れる人が海に親しむ空間がない状況である。

当地区においては、新しい大規模商業・文化施設に隣接する優位な地理的条件を活かした、活力に満ちた、にぎわいのある施設整備が必要である。

こうしたことから、市民が集い、憩う緑地の整備を行うとともに、プレジャーボート係留施設と親水護岸を一体的に整備することで、周辺地域とあわせ、福山都市圏中心部の活性化を図るこ

ととしている。

また災害時における防災拠点機能を確保するため、当地区が福山港箕沖地区岸壁（-10m耐震強化岸壁）等から搬入される、災害時緊急物資の集積地として、利用が可能となるよう緑地の整備を行っている。

以上のことから、当該事業の現計画による事業実施については、適当と思われる。

ただし、緑地、交流拠点施設、プレジャーボート係留施設、親水護岸は一体性を有しており、機能面での連携、景観との調和等について、地元福山市と十分連携するなど配慮されたい。

また埋立には建設残土を受入れ一層の建設コストの縮減に努められたい。

蒲刈港向地区港湾海岸事業

(1) 事業概要

規模等 護岸 L = 679m 防護区域 4.0ha

全体事業費(当初) 5,516 百万円

(現在) 5,727 百万円

工期(現在/当初) 平成7年度～平成17年度 / 平成7年度～平成15年度

事業箇所 安芸郡蒲刈町向

(2) 再評価対象の事由

平成7年度の事業採択後, 10年を経過した時点で継続中の事業

(3) 審議意見

事業の目的

この事業は, 新たに護岸を整備することにより, 高潮被害からの防護と併せ公共用地の造成の促進を図るものである。

事業の必要性

当該防護地区には学校, 民家及び本土に通じる道路があるが, 既設護岸の天端高不足のため過去に台風などの高潮時に越波による被害が発生しており, 早急な対策が必要となっている。

また当地区では, 下水処理場等の公共施設が必要となっているが, 狭隘な地区で土地の確保も困難な状況である。このため, 高潮被害からの防護に併せて公共用地の造成の促進を図っている。

地元蒲刈町からは「過去に台風などの越波による被害が発生しており, 浸水被害の防止が図られる。また狭隘な地区において下水道処理場や公園, 公民館等の公共施設用地を確保するため, 早期完成に向け引き続き整備を進めていただきたい。」との要望が出されている。

以上の事情を勘案すれば, 当該事業の整備の必要性については理解できる。

進捗状況

当該事業の進捗率は平成16年度当初現在で93.0%となっている。事業の当初計画では平成15年度完了であったが, 近年の厳しい財政事情により, 事業の進度調整を図っており, 平成17年度完成を目指している。

事業を巡る社会情勢等の変化

蒲刈町の人口はやや減少傾向にあるものの, 1戸あたりの平均床面積は増大傾向にあり, また広島県における家屋の単位面積あたり評価額及び家庭用品評価額についても増大傾向にあり, 資産防護の観点から高潮対策が急務となっている。

当該地域は地盤高の低い所が多く, 台風による被害が生じている。近年では, 平成3年の台風第19号(浸水戸数は不明:平成16年台風第18号と同等), 平成11年の台風第18号(浸水戸数2戸)及び平成16年の台風18号(浸水戸数19戸)により浸水被害が生じている。

費用対効果

海岸事業の費用対効果分析は「国土交通省海岸事業の費用便益分析指針（平成 16 年度）」に準拠し、効果（便益）を貨幣換算することによって費用と比較している。

算出に当たっては、効果の算定期間を施設の供用開始後 50 年間とし、将来における金銭の価値を現時点に割戻す社会的割引率は 4.0%に設定している。

基本的な考え方として、整備の「効果（便益）」(B)については、公有地土地造成護岸等整備事業がない場合とある場合との差を便益として貨幣換算している。

具体的には、県及び蒲刈町の最新統計データである家屋の単位面積あたりの評価額、棟数及び床面積等を用いて、一般資産被害額を算定している。また、公共土木施設被害額、公益事業等被害額については、一般資産被害額との比率により算出することとして、過去のデータに基づく全国的な平均比率を用いている。これらにより算出した一般資産被害額、公共土木施設被害額、公益事業等被害額の総和である「浸水防護便益」、土地造成を評価した「残存価値」の合計である。

「費用」(C)は、整備に要する総事業費と供用後に必要となる維持管理費の合計である。

分析結果(B/C)については、「効果」(B)が 77.4 億円、費用(C)が 71.2 億円であり、B/C は 1.1 である。

代替案及びコスト縮減の可能性

代替案の検討についてであるが、浸水被害の防止対策が図れ、下水処理場用地や公園用地等の公有地の確保できることから現計画が適当である。

またコスト縮減については、安価な埋立用材の確保のため、公共残土を活用し建設コストの縮減を図っている。

結論

当該防護地区には学校、民家の他、本土とアクセスするための唯一の道路があるが、既設護岸の天端高不足のため過去に台風などの高潮時に越波による被害が発生しており、早急な対策が必要である。

本年 9 月 7 日の台風 18 号では、一部暫定的な施工箇所などから越波し、想定浸水地域に対し被害をもたらした。

こうした台風等による高潮被害を防ぐため、護岸整備に着手しており、進捗率も平成 16 年度当初現在で 93.0%となっている。

また当地区では、下水処理場、公民館等の公共施設の整備が求められているものの、狭隘な地域であり、新たな土地の確保は困難な状況である。このため、護岸整備に併せて、県は蒲刈町による公共用地の造成の促進を図っている。

以上のことから、当該事業の現計画による事業実施については、適当と思われる。

ただし、事業も完成間近であり、事業効果の早期発現に向けさらなる努力をされたい。

大見地区 経営体育成基盤整備事業

(1) 事業概要

規模等	受益面積(区画整理面積) 56 ha (当初 50ha) 受益者 174 人 (当初 158 人)
全体事業費	1,153 百万円 (当初 1,008 百万円)
工期	平成 11 年度～平成 18 年度 (当初 平成 11 年度～平成 15 年度)
事業場所	世羅郡世羅町

(2) 再評価対象の事由

平成 11 年度の事業採択後，6 年を経過した時点で継続中の事業

(3) 審議意見

事業の目的

この事業は，分散している同一所有者の農地を集団化するとともに，ほ場を大型化し担い手に利用を集積することにより，農業生産性の向上，経営規模の拡大，農業経営の近代化を図るものである。

事業の必要性

本地区の農業形態は，稲作中心の兼業農家と，水稻，大豆を基幹作物とする専業農家で形成されているが，1 戸当たりの平均耕作面積は約 68a であり，一枚当たりのほ場面積も 2a～10a と狭小で，かつ数箇所の団地に点在しており，農道や水路に接していないほ場も多い。

また，農道は未改良で，水路は用排水兼用の土水路が多いため，営農に多大の労力や時間，経費を要し，水田の汎用化，農業機械の大型化，共同利用などが阻害されており，作業効率が極めて悪くなっている。

分散している同一所有者の農地を集団化するとともに，ほ場を大型化し，担い手に利用を集積することにより，農業生産性の向上，経営規模の拡大，農業経営の近代化を図るためにも，ほ場整備が急務である。

地元世羅町からは「ほ場整備に合わせ，土地生産性の向上とともに，農地の流動化による規模拡大，転作の団地化等に意欲的に取り組んでおり，担い手法人による農業生産の安定化を図るため，計画どおり早期完成をお願いしたい。」と事業の早期完成を強く要望されている。

以上の事情を勘案すれば，当該事業の整備の必要性については理解できる。

進捗状況

平成 11 年度に，全体事業費 1,008 百万円，事業完了予定平成 15 年度で補助採択を受け，事業の推進が図られてきたが，平成 12 年度に，本地区の一部を含む隣接区域が「地すべり防止区域」に指定され，平成 13 年度から地すべり対策事業が実施され，調査の結果，ほ場整備区

域内においても地すべり対策工事が必要となった。

そのため、区画整理工事の計画の見直しと、近隣の他事業からの残土の受け入れの調整に時間を要したことにより、事業費が145百万円増加し、工期が3年延伸することになった。

平成15年度末現在の投資済額は851百万円で、事業費ベースでの進捗率は73.8%となっており、内訳別にみると本工事費83.8%、測量試験費57.9%、補償費31.0%、換地業務費37.8%であり、ほぼ現計画どおり進捗している。

他事業との調整が整い、計画的な残土の受け入れが可能となったため、今後は順調な事業執行が見込まれており、平成18年度には事業完了する見込みである。

事業を巡る社会情勢等の変化

本地区は当初、農業生産組合を農業の担い手として位置付け、農作業の受委託を中心とした経営を確立することとしていたが、米価の低迷や高齢化が進む中で、農業生産組合がより強い経営の確立や地域の維持を図るため、平成14年5月に集落全体を一つの経営体として取り組む「集落農場型農業生産法人」(安田まさくに)を設立している。現在は法人が利用権設定に基づき、計画的かつ効率的な営農を展開している。

区画整理工事が完了したほ場においては、集落法人による効率的な稲作や大豆のブロックローテーション等の営農が開始されており、ほぼ計画どおりの生産効果が現われている。

平成12年度に土地改良法が改正され、事業実施に当たっては環境との調和へ配慮することが義務付けられたのを受けて、平成13年度には「広島県農村環境情報協議会」が設立されており、平成16年度に行う予定の計画変更には、本地区における環境への配慮(河川汚濁防止等の取り組み)について、同協議会に諮ることとなっている。

費用対効果

経営体育成基盤整備事業の費用対効果分析は、土地改良法施行令第2条第3号及び「土地改良事業における経済効果の測定方法について」(昭和60年農林水産省構造改善局長通達)に準拠し、効果を貨幣換算することによって費用と比較している。

算定に当たっては、効果の算定期間を、施設の供用開始から用排水路、砂利舗装等の施設ごとの耐用年数を加重平均した総合耐用年数(本事業の場合37年)までとし、将来における金銭の価値を現時点に割り戻す社会的割引率は4.0%に設定している。

土地改良事業においては、算定した効果額までの事業費であれば投資は妥当であるとの考え方から「効果(便益)」を「妥当投資額」と呼び、ほ場整備を行った場合と行わない場合の営農利潤の差額等を貨幣換算して求めている。

具体的には、「営農経費節減効果」、「作物生産効果」、「更新効果」の合計額から「施設の新設及び改良に伴う維持管理経費」を減じたものである。

また、本地区の一部が、「地すべり防止区域」に指定され、地すべり対策事業が実施されていることから、想定される被害額をストックし、年間の効果額を算出した「災害防止効果」を効

果額の中に合算している。

「総事業費」は関連する地すべり対策事業の事業費とほ場整備事業全体の整備に要する事業費を現時点に換算するため、支出済費用換算係数により求めた換算事業費で表している。

費用対効果分析結果(B/C)については、「妥当投資額」(B)が3,309百万円、「総事業費」(C)が1,447百万円であり、B/Cは2.29である。

代替案及びコスト縮減の可能性

現区画の整理という事業の性質上、工法等についての代替案の想定は困難である。

また、地区内の搬入土が必要な区域に公共残土を受け入れたり、道路の敷砂利には再生砕石を積極的に使用する等コスト縮減に努めている。

今後も新製品の採用や新技術の導入等により、一層のコスト縮減に努められたい。

結 論

本地区は、1枚当たりのほ場面積が狭小であり、かつ数箇所のでんに点在しており、農道や水路に接していないほ場が多い。

また、農道が未改良で、水路も整備されていないため、営農に多大な労力や時間、経費を要し、水田の汎用化、農業機械の大型化、共同利用などが阻害されており、作業効率が極めて悪くなっている。

分散している農地を集団化するとともに、ほ場を大型化し、担い手に農地利用を集積することにより、農業生産性の向上、経営規模の拡大、農業経営の近代化を図るためにも、ほ場の整備が急務である。

以上のことから、当該事業の現計画による事業実施については、適当と思われる。

ただし、当初計画よりも工期や事業費が増加しており、今後、同様事業の着手に当たっては計画時における詳細な調査を実施するとともに、計画通りの事業実施に努められたい。

久井東地区 経営体育成基盤整備事業

(1) 事業概要

規模等	受益面積(区画整理面積) 102 ha	受益者 182人
全体事業費	1,948 百万円 (当初 2,243 百万円)	
工期	平成 11 年度～平成 19 年度 (当初 平成 11 年度～平成 15 年度)	
事業場所	御調郡久井町	

(2) 再評価対象の事由

平成 11 年度の事業採択後，6 年を経過した時点で継続中の事業

(3) 審議意見

事業の目的

この事業は，分散している同一所有者の農地を集団化するとともに，ほ場を大型化し担い手に利用を集積することにより，農業生産性の向上，経営規模の拡大，農業経営の近代化を図るものである。

事業の必要性

本地区の農業形態は水稻中心で，1 戸当りの平均耕作面積は約 60a であるが，一枚当たりのほ場面積は 2a～10a と狭小で数箇所にて点在しており，農道や水路に接していないほ場も多い。

未改良の農道や，用排水兼用の土水路が多いため，営農に多大の労力や時間，経費を要し，水田の汎用化，農業機械の大型化，共同利用などが阻害されていることから，ほ場の整備が急務となっている。

また，分散している同一所有者の農地を集団化するとともに，ほ場を大型化し，担い手に利用を集積することにより，農業生産性の向上，経営規模拡大，農業経営の近代化を図る必要がある。

地元久井町からは「将来の担い手不足解消，集落の景観維持，生産性の向上，地域の活性化を図るため，集落法人化は緊急を要し，本事業の完成は地域住民全体が切望している。」と事業の早期完成を強く要望されている。

以上の事情を勘案すれば，当該区間の整備の必要性については理解できる。

進捗状況

平成 11 年度に，全体事業費 2,243 百万円，事業完了予定平成 15 年度で補助採択を受け，事業の推進が図られてきたが，平成 13 年度に，広島県レッドデータブックで『危急種』，環境庁レッドデータブックでは『絶滅危惧種 種』に選定されている希少な蝶，ヒョウモンモドキの生息が確認され，その保護等，生態系への配慮を行う必要が生じたため，現地調査の実施や保

護団体及び地元関係者との協議の結果、現況をピオトープとして残存させる等の保護策を取ることとなった。

そのため、関係機関との調整や、3工区全体の換地原案の修正、実施計画の見直し等に時間を要し、工期を4年延伸することとなった。

平成15年度末現在の投資済額は1,037百万円で、事業費ベースでの進捗率は53.2%となっており、内訳別にみると本工事費50.1%、測量試験費71.7%、補償費79.2%、換地業務費57.2%であり、ほぼ現計画どおり進捗している。

専門家等の意見を参考に、ピオトープ区域における保護の手法や工法、維持管理等について検討を行った結果、平成16年度には3工区の区画整理に着手することにしており、今後は順調な事業執行が見込まれ、平成19年度には事業完了する見込みである。

事業を巡る社会情勢等の変化

本地区は当初、農業生産組合を農業の担い手として位置付け、農作業の受委託を中心とした経営を確立することとしていたが、米価の低迷や高齢化が進む中で、農業生産組合がより強い経営の確立や、地域の維持を図るため、集落全体をひとつの経営体として取り組む「集落農場型農業生産法人」の設立を目指している。

法人設立後は利用権設定に基づき、地区内農地のほとんどを法人が計画的に営農するよう検討が行われている。

区画整理工事が完了したほ場においては、個人と生産組織による農作業受委託により、稲作における基幹3作業（代掻き、田植え、刈り取り）を中心に農地集積が図られつつあるが、大豆の団地化に向けた取り組みが低調である。

また、平成12年度に土地改良法が改正され、事業実施に当たっては環境との調和へ配慮することが義務付けられたのを受けて、平成13年度には「広島県農村環境情報協議会」が設立されており、ヒョウモンモドキの保護に係る取り組みについて、随時、同協議会に諮っている。

費用対効果

経営体育成基盤整備事業の費用対効果分析は、土地改良法施行令第2条第3号及び「土地改良事業における経済効果の測定方法について」（昭和60年農林水産省構造改善局長通達）に準拠し、効果を貨幣換算することによって費用と比較している。

算定に当たっては、効果の算定期間を、施設の供用開始から砂利舗装、用排水路等の施設ごとの耐用年数を加重平均した総合耐用年数（本事業の場合37年）までとし、将来における金銭の価値を現時点に割り戻す社会的割引率は4.0%に設定している。

土地改良事業においては、算定した効果額までの事業費であれば投資は妥当であるとの考えから「効果（便益）」を「妥当投資額」と呼び、ほ場整備を行った場合と行わない場合の営農利潤の差額等を貨幣換算して求めている。

具体的には、「営農経費節減効果」、「更新効果」、「作物生産効果」及び「地籍確定効果」の合

計額から「施設の新設及び改良に伴う維持管理経費」を減じたものである。

「総事業費」はほ場整備事業全体の整備に要する事業費を現時点に換算するため、支出済費用換算係数により求めた換算事業費で表している。

費用対効果分析結果(B / C)については、「妥当投資額」(B)が2,775百万円、「総事業費」(C)が1,949百万円であり、B / Cは1.42である。

代替案及びコスト縮減の可能性

現区画の整理という事業の性質上、工法等についての代替案の想定は困難である。

アスファルト舗装や砂利舗装等での再生材の利用を進めるなど、資材の有効利用に努めている。

今後も新製品の採用や新技術の導入等により、一層のコスト縮減に努められたい。

結 論

本地区は一枚当たりのほ場面積が狭小であり、数箇所ToPointしており、農道や水路に接していないほ場も多い。

未改良な農道や、用排水兼用の土水路が多いため、営農に多大の労力や時間、経費を要し、水田の汎用化、農業機械の大型化・共同利用などが阻害されていることから、ほ場の整備が急務となっている。

また、分散している農地を集団化するとともに、ほ場を大型化し、担い手に農地利用を集積することにより、農業生産性の向上、経営規模の拡大、農業経営の近代化を図る必要がある。

以上のことから、当該事業の現計画による事業実施については、適当と思われる。

ただし、本事業の実施により早期に農業集落法人を設立することによって、より効率的な農業の実施、経営として成り立つ農業の展開が図られるよう努められたい。

おたち
尾立地区 県営農地保全整備事業

(1) 事業概要

規模等	受益面積 55 ha	排水路 4,500m	承水路 2,130m
		承水路兼用農道 2,170m	
全体事業費	949 百万円（当初 954 百万円）		
工期	平成 6 年度～平成 19 年度（当初 平成 6 年度～平成 17 年度）		
事業場所	安芸郡倉橋町		

(2) 再評価対象の事由

平成 11 年度の再評価後，6 年を経過した時点で継続中の事業

(3) 審議意見

事業の目的

この事業は，農地の保全を促す水路と兼用する農道（承水路兼用農道）を整備し，農地の侵食を防止するとともに，営農基盤の改善を図るものである。

事業の必要性

本地区は安芸郡倉橋町の東南部に位置し，海に面した尾立集落を囲むように標高 3～180m の急傾斜地の山腹をテラス状の樹園地で形成している地域である。

地質が花崗岩風化土（マサ土）であるため，侵食を受けやすく，防災上農地の保全が急務となっており，排水路を整備することにより耕土の侵食防止が必要である。

本地区は，柑橘類を中心とした営農を行っており，道路網の未整備による生産物等の集出荷体系の改善も急務となっていることから，承水路兼用農道を整備し，営農基盤の改善を図る必要がある。

地元倉橋町からは「本町は，みかんの生産拡大に取り組んでおり，本地区の水路や農道の基盤整備は産地強化に欠かせない。豪雨時の下流集落に対する保全施設としても地元住民から待望されており，地域活性化のためにも計画どおり早期完成をお願いしたい。」と事業の早期完成を強く要望されている。

以上の事情を勘案すれば，当該事業の整備の必要性については理解できる。

進捗状況

平成 6 年度に，全体事業費 954 百万円，事業完了予定平成 17 年度で補助採択を受け，事業の推進が図られてきたが，コスト縮減の観点から，承水路兼用農道の未着手区間について，幅員構成の検討や路線計画の見直しを行い，その調整に時間を要した。

また，同一町内で当該地区より長期化していた他地区の事業完了を優先したことに加え，近

年の財政状況の厳しいおり進度調整を図ったことにより、工期が2年延伸することになった。

平成15年度末現在の投資済額は418百万円で、事業費ベースでの進捗率は44.0%となっており、内訳別にみると本工事費40.1%、測量試験費61.1%、補償費67.3%であり、ほぼ現計画どおり進捗している。

長期化の要因となっていた他地区が平成15年度に完了したことにより、今後は順調な事業執行が見込まれており、平成19年度には事業完了する見込みである。

事業を巡る社会情勢等の変化

近年、みかんの生産量は、生産調整による優良品種への更新や、みかん価格の下落、輸入自由化等の影響により、全国的にも農家総数や経営面積が減少傾向にある。

みかんの生産量には、気象要因の他に、表作、裏作の関係があるため、年度毎に生産量の増減があるが、倉橋町においても、総じて生産量が減少してきている。

ただし、倉橋町では、町内で生まれて、平成12年度に新たに品種登録された優良品種の「いしじ」の生産を進めているところであり、順調に栽培面積を増やしているところである。

費用対効果

県営農地保全整備事業の費用対効果分析は、土地改良法施行令第2条第3号及び「土地改良事業における経済効果の測定方法について」(昭和60年農林水産省構造改善局長通達)に準拠し、効果を貨幣換算することによって費用と比較している。

算定に当たっては、効果の算定期間を、施設の供用開始から路床・路盤、排水路等の施設ごとの耐用年数を加重平均した総合耐用年数(本事業の場合39年)までとし、将来における金銭の価値を現時点に割り戻す社会的割引率は4.0%に設定している。

土地改良事業においては、算定した効果額までの事業費であれば投資は妥当であるとの考え方から「効果(便益)」を「妥当投資額」と呼び、農地保全整備を行った場合と行わない場合の営農利潤の差額等を貨幣換算して求めている。

具体的には、「走行経費節減効果」、「災害防止効果」、「品質向上効果」、「営農経費節減効果」、「更新効果」の合計額から「施設の新設及び改良に伴う維持管理経費」を減じたものである。

「総事業費」は農地保全整備事業全体の整備に要する事業費を現時点に換算するため、支出済費用換算係数により求めた換算事業費で表している。

費用対効果分析結果(B/C)については、「妥当投資額」(B)が1,611百万円、「総事業費」(C)が945百万円であり、B/Cは1.71である。

代替案及びコスト縮減の可能性

工事実施に当たって現地を詳細に調査し、事業採択後に他事業で整備された水路等、現況水路が利用可能な路線について、積極的に利用するよう調整している。

また、農道については、急傾斜地に施工することから構造物が多く、コストが高くなる傾向

にあるため、幅員を狭くすることなどで構造物を最小限とし、また水路については可能な限り2次製品(規格品)を使用し、コストの縮減を図っている。

結 論

本地区は、海に面した尾立集落を囲むように急傾斜地の山腹がテラス状の樹園地で形成された地域であり、地質がマサ土であるため、侵食を受けやすく、防災上農地の保全が急務となっており、排水路を整備することにより、耕土の侵食防止が必要である。

本地区では柑橘類を中心とした営農が行われており、道路網の未整備による生産物等の集出荷体系の改善も急務となっていることから、農地の保全を促す水路と兼用する農道を整備し、営農基盤の改善を図る必要がある。

以上のことから、当該事業の現計画による事業実施については、適当と思われる。

ただし、事業採択時の調査不足等により、工期が延伸していることについて、今後、同様の事態が生じないよう計画時における詳細な調査、及び工期算定の精度向上に努められたい。

川根地区 県営一般農道整備事業

(1) 事業概要

規模等	受益面積 111ha 道路工 6,620m [橋梁工 48m含む] (当初 5,600m) 幅員 7.0m [有効 5.5m]
全体事業費	4,391 百万円 (当初 1,272 百万円)
工期	平成 6 年度～平成 22 年度 (当初 平成 6 年度～平成 14 年度)
事業場所	安芸高田市高宮町

(2) 再評価対象の事由

平成 11 年度の再評価後，6 年を経過した時点で継続中の事業

(3) 審議意見

事業の目的

この事業は，営農から流通までを一体的に合理化して，地域の効率的営農体系を確立し，農村の生活環境を改善するための交通基盤を整備するとともに，地域間交流の促進や地域の活性化を図るものである。

事業の必要性

本地区は，米，野菜，ユズ等の産地であるが，周辺地域を結ぶ道路は劣悪で，特に江の川沿いの地域は，過去に集中豪雨により約 2 か月間，孤立したことがある。

農業生産活動はもとより，日常生活や地域間の交流に多大な時間を要し，特に冬季は主要な道路が狭く日陰が多いため，積雪により日常生活で支障を来している。

本事業を整備することにより，農作物，加工品の出荷や有機資材の交換など，農業生産における流通の合理化を図るとともに，地域間交流の促進や定住条件の改善と地域の活性化を図る。

また，高北広域農道こうほくを利用して高田 IC 周辺にあるカントリーエレベータ等の高田営農総合センターを活用するとともに，中国自動車道を利用して農産物の出荷販売等の展開が可能となる。

地元安芸高田市からは「本地区は，周辺道路が未整備のため，農業はもとより，日常生活や地域間交流にも多大な労苦を要している。また，本地区は若者定住住宅の整備など，地域づくりに積極的に取り組んでおり，本事業の早期実現を，本市並びに地域住民全体が望んでいる。」と事業の早期完成を強く要望されている。

以上の事情を勘案すれば，当該事業の整備の必要性については理解できる。

進捗状況

平成 6 年度に，全体事業費 1,272 百万円，事業完了予定平成 14 年度で補助採択を受け，事業の推進が図られてきたが，16 万 m³の残土の受け入れ先を調整した結果，主として江の川改

修工事に残土を受け入れてもらうこととなり、そのため、年間の受け入れ量が限られた。

また、路線の起終点付近以外をボーリング等により調査した結果、破碎帯の出現等による掘削、残土運搬、法面保護工事の事業費が増大したことや、県内の他地域の完了を優先し、本地区への予算配当が十分に行えなかったことにより、事業費が3,119百万円増加し、工期も8年延伸することとなった。

平成15年度末現在の投資済額は2,564百万円で、事業費ベースでの進捗率は58.4%、内訳別にみると本工事費54.5%、測量試験費94.3%、用地買収補償費70.0%、また、延長ベースの進捗率が45.9%となっており、ほぼ現計画どおり進捗している。

未買収の用地は国有地のため、今後順次取得することが可能であり、今後は順調な事業執行が見込まれており、平成22年度には事業完了する見込みである。

事業を巡る社会情勢等の変化

市町村合併により、平成16年3月に旧高田郡6町が安芸高田市として誕生し、合併前は高宮町役場までの「20分道路」として、合併後は高宮支所までの「20分道路」として本農道は位置付けられている。

周辺は、県営ほ場整備事業 田草川地区（45.7ha、平成19年度完了予定）、県営中山間地域総合整備事業 長瀬川地区（31.5ha、平成18年度完了予定）を中心に生産基盤の整備を行っており、平成16年度にはユズを中心とする農産物加工施設 や堆肥センターが相次いで完了予定である。

国道54号沿いや、ニュージーランド村に産直市を常設しており、今後は高田ICに隣接する道の駅でも産直市が農作物の販売を予定している。

平成4年度に建設されたエコミュージアム川根は毎年4,500人程度の利用客があり、地区外からも利用されており、また、住宅用地の整備等、地区外の若者向けの定住にも力を注いでおり、着実に結果が現れ始めている。

また、高宮町では、酒米を中心とした水稻、ユズ等の生産は、ほぼ横ばいであり、最近ではアスパラ等の生産量が増えている。

費用対効果

県営一般農道整備事業の費用対効果分析は、土地改良法施行令第2条第3号及び「土地改良事業における経済効果の測定方法について」（昭和60年農林水産省構造改善局長通達）に準拠し、効果を貨幣換算することによって費用と比較している。

算定に当たっては、効果の算定期間を、施設の供用開始から路床・路盤、橋梁（鉄筋コンクリート）等の施設ごとの耐用年数を加重平均した総合耐用年数（本事業の場合54年）までとし、将来における金銭の価値を現時点に割り戻す社会的割引率は4.0%に設定している。

土地改良事業においては、算定した効果額までの事業費であれば投資は妥当であるとの考え方から「効果（便益）」を「妥当投資額」と呼び、農道整備を行った場合と行わない場合の営

農利潤の差額等を貨幣換算して求めている。

具体的には、「一般交通等経費節減効果」、「営農に係る走行経費節減効果」、「安全性向上効果」、「更新効果」の合計額から「施設の新設及び改良に伴う維持管理経費」を減じたものである。

「総事業費」は農道整備事業全体の整備に要する事業費を現時点に換算するため、支出済費用換算係数により求めた換算事業費で表している。

費用対効果分析結果（B / C）については、「妥当投資額」（B）が6,489百万円、「総事業費」（C）が4,385百万円であり、B / Cは1.48である。

また、本農道周辺で行われている田草川地区、長瀬川地区のほ場整備事業の効果額及び事業費も含めて算出した場合は、「妥当投資額」（B）が8,488百万円、「総事業費」（C）が5,910百万円となり、B / Cは1.43になる。

代替案及びコスト縮減の可能性

本農道周辺の道路は、地形が急峻のため未改修区間が多く、代替が困難である。

また、路線中途により、縦断勾配や幅員減少（7.0m 6.5m）などの整備水準を見直し、掘削土量等を減らすとともに、残土は近隣の他の工事へ積極的に有効利用するなど、コスト縮減を図っている。

今後も新製品の採用や新技術の導入等により、一層のコスト縮減に努められたい。

結 論

本地区は、米、野菜、ユズ等の産地であるが、周辺道路は劣悪であり、特に江の川沿いの地域は、過去に集中豪雨により約2か月間、孤立したことがある。

農業生産活動はもとより、日常生活や地域間の交流に多大な時間を要し、特に冬期は主要な道路が狭く、日陰も多いため、積雪により日常生活に支障を来しており、本事業の整備が急務となっている。

以上のことから、当該事業の現計画による事業実施については、適当と思われる。

なお、本事業を整備することにより、農作物、加工品の出荷や有機資材の交換など、農業生産における流通の合理化を図るとともに、地域間交流の促進や地域の活性化を図ることが重要である。

ただし、当初計画から、事業費が31億円、工期も8年延伸していることは問題である。

今後、限られた調査費とは言え、簡易な調査等により計画策定を行うことは厳に慎むべきであり、同様の事態が生じないように計画時における詳細な調査、及び事業費、工期算定の精度向上に努められたい。

また、今後も多額の事業費が想定されるため、一層のコスト縮減に努められるとともに、地域間交流や地域の活性化を図るためにも、事業効果を早期に発揮されたい。

おわりに

本委員会では、平成 10 年 8 月発足以来、毎年度再評価の対象となった公共事業について、事業採択時または前回再評価時から現在までの事業を取り巻く社会情勢の変化等の観点から再評価を実施してきた。

今年度は、再評価の対象となった土木建築関係、農林水産関係合せて 19 事業のうち、道路 1 事業、港湾 4 事業、ほ場整備 2 事業、農地保全 1 事業、農道 1 事業の計 9 事業に関し費用対効果分析を中心に定量的な評価に取り組むとともに、事業の緊急性、市町村合併の進展状況等事業を取り巻く環境変化など、定量化が困難な部分については定性的な評価で補完し、客観性、透明性の確保に努めながら再評価を行った。

審議の過程で明らかにされた課題の主なもののうち、受益者負担のあり方については事業実施に至る過去の経緯、地域のコンセンサスなどを踏まえることなど、公共性を論じる上で欠かせないものとして活発な議論がなされ、地域性を十分考慮した便益算出の必要性などが指摘されたところである。

また、本県財政の縮減に伴う事業の長期化の傾向が顕著であり、今後一層の事業の選択と集中が求められる中で、完成後の施設の有効利用を検討する必要性についても指摘されたところである。

さらに、今年度においても、依然として当初計画から事業費が大幅に増加し、工期も延長している事業が見受けられるが、今後、同様の事態が生じることのないよう計画段階における一層慎重な調査、検討により、精度の向上に努められるよう期待するものである。

以上のような課題があるものの、今年度抽出した 9 事業については全て継続実施するよう提言することとした。

なお、今後の公共事業の執行にあたっては、予算が縮小する中であって社会経済状況の変化や県民の多様なニーズに的確に応えられるよう事業の評価を行い、これに基いたさらなる事業選択を行うとともに、絶えず事業の検証に努め、効率的な事業執行及び事業の透明性の確保を図って頂きたい。

国は、現在、地方分権を進めるため三位一体の改革に取り組んでおり、地方へ税源移譲が行われた場合、本県の公共事業に対する権限と責任の所在がより一層

明確になり、事業便益においてもより地域の実態に則した投資効果が明らかにできると期待している。

県民が望む公共施設の早期完成と供用開始後の有効利用を目指し、引き続き弛まぬ努力をされるよう期待するものである。